9　４の欄は、次によること。

［(1)　略］

(2)　電波利用料納入告知書について、１の欄と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注６に準じて記載すること。

10　申請に対する処分に係る書類及び免許事項証明書（書面申請等による場合に限る。）の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

11　［略］

別表第一号の三　無線局の登録申請書及び再登録申請書の様式（第25条の10第１項及び第25条の14第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局登録（再登録）申請書

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

収入印紙貼付欄
（注２）

□電波法第27条の21第２項の規定により、無線局の登録を受けたいので、同条第３項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

□無線局免許手続規則第25条の14第１項の規定により、無線局の再登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

（注３）

また、上記の申請に併せて、電波法第27条の23の規定により、登録記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。（注４）

記（注５）

１　申請者（注６）

［表略］

２　電波法第27条の24第２項第１号への該当の有無（注７）

［略］

３　登録又は再登録に関する事項（注８）

［表略］

４　電波利用料（注９）

①　電波利用料の前納（注10）

［表略］

②　電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）（注11）

□１の欄と同一のため記載を省略します。

［表略］

［５　略］

8　［同左］

［(1)　同左］

(2)　電波利用料納入告知書について、１の欄と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注５に準じて記載すること。

9　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

10　［同左］

別表第一号の三　［同左］

無線局登録（再登録）申請書

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

収入印紙貼付欄
（注２）

□電波法第27条の21第２項の規定により、無線局の登録を受けたいので、同条第３項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

□無線局免許手続規則第25条の14第１項の規定により、無線局の再登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

（注３）

記（注４）

１　申請者（注５）

［表同左］

２　電波法第27条の23第２項第１号への該当の有無（注６）

［同左］

３　登録又は再登録に関する事項（注７）

［表同左］

４　電波利用料（注８）

①　電波利用料の前納（注９）

［表同左］

②　電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）（注10）

□１の欄と同一のため記載を省略します。

［表同左］

［５　同左］